

新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務仕様書

1 業務の名称

新事業共創プラットフォーム運営事業委託業務

2 業務の目的

本事業は、本県において新たな事業が次々と生まれる「挑戦に近い山梨」の地位を確固たるものにするため、スタートアップやものづくりといった枠組みにとらわれず、幅広い分野での新事業の創出や成長・飛躍を支援する「新事業共創プラットフォーム（以下、「本プラットフォーム」という。）」を構築し、その運営等を行うものである。

本プラットフォームの運営や取組の情報発信を通じて、あらゆる挑戦者と支援者がつながることで新たな価値を生み出し続けるイノベーション・エコシステムの形成を促進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 事業の用語説明

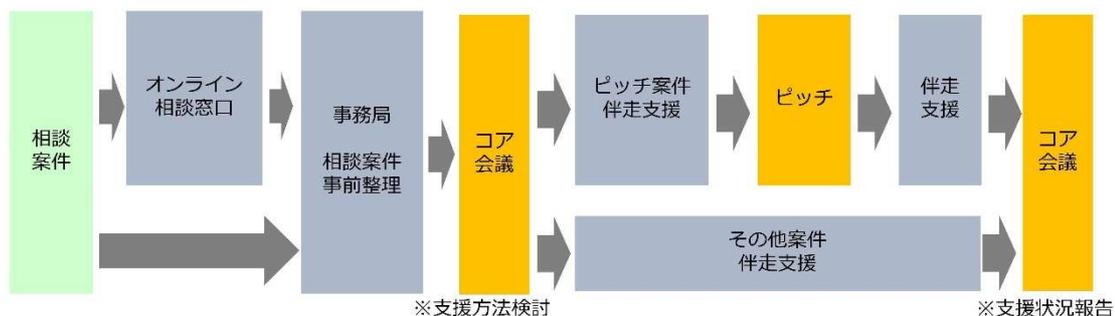
項目	内容
コア会議	<ul style="list-style-type: none">・コアメンバーにより構成する。・メンバーそれぞれが持つノウハウやリソース、人脈を活かし、あらゆる分野の挑戦に対する支援策を検討する。
ピッチ	<ul style="list-style-type: none">・相談者に自らのアイデアや事業計画などを発表してもらい、事業内容を広く周知し、共創を生み出す。
コアメンバー	<ul style="list-style-type: none">・支援リソースを持ち、本プラットフォームに積極的に参画し、コミュニティ形成やハブ能力に長けた者。・コア会議において、支援策を検討するほか、支援リソースとのマッチングや支援案件の選定などを行う。
パートナー	<ul style="list-style-type: none">・支援リソースを持つ者や本プラットフォームに継続的な参画意思がある者。・支援リソースの提供を行う。
相談者	<ul style="list-style-type: none">・山梨県内で新たな事業展開を行う意思がある者。・新たな事業を通じて、社会課題・地域課題の解決に挑戦する。

5 事業スキーム

(1) 委託イメージ



(2) 支援スキームイメージ



6 委託業務内容

受託者は、山梨県（以下、「委託者」という。）が以下に定める内容に基づき、定められた期日まで本件の業務を行うとともに、実績報告書を作成し納入しなければならない。

なお、以下に定めのない内容であっても、有益と考えられるものがあれば提案すること。

(1) 企画、全体設計

- ・本プラットフォームの全体企画、進行管理、運営全般等を行うこと。

(2) 関係者間の連携・調整

- ・支援にかかる情報を、適宜コアメンバーやパートナー、県と情報共有すること。
- ・コアメンバーやパートナーがそれぞれ独自に実施する各種支援の取組との連携を図ること。
- ・コアメンバーやパートナー、相談者間の交流のほか、支援対象となる県内外の企業や挑戦を検討している者との交流の機会を設けること。

(3) 案件募集

- ・あらゆる挑戦を支援するため、防災や福祉等の産業化の支援が十分でない分野を中心に、様々な分野の相談案件を発掘すること。

- ・本プラットフォームを必要としている相談者へ情報が届くよう、戦略的に情報発信すること。
 - ・県内外の支援機関等と連携し、相談者の発掘を積極的に行うこと。
- (4) オンライン相談窓口
- ・オンライン相談窓口の管理・運営を行うこと。
 - ・オンライン相談窓口にある相談受付フォームの内容は、相談者の意図や希望が明確に記入できるよう適宜見直すこと。内容等は、県と協議の上、決定すること。
 - ・オンライン相談窓口の周知、利用促進策を講じ、実施すること。
 - ・オンライン相談窓口の利用を促すため、県 HP 以外にランディングページの作成も可とする。
- (5) パートナーの発掘
- ・支援リソースを持つパートナー候補リストを整備し、相談案件の内容に応じてパートナー候補へヒアリングを実施すること。
 - ・パートナー候補へ本プラットフォームへの参加の打診や調整を行うこと。
 - ・パートナーをリスト化し、管理すること。
 - ・県内外の支援機関等と連携し、パートナーの発掘を積極的に行うこと。
 - ・パートナーへピッチ開催等の情報発信を行うこと。
- (6) コア会議
- ・会議の開催・運営(年 12 回程度、ハイブリッド開催)を行うこと。
 - ・日時や場所、会議内容は、県と協議の上決定する。
 - ・コア会議の前に県と受託者でコア会議へ諮る相談案件を整理すること。
 - ・コアメンバーのコア会議への参加調整を行うこと。
 - ・コア会議に参加できないコアメンバーに対し、参加した場合と同等の情報共有を図ること。
 - ・支援策の検討において、コアメンバー間の連携の他、パートナーとの連携を図り、適切な支援につなげること。
 - ・コア会議に用いる資料を作成し、開催日に必要部数用意すること。
 - ・コアメンバーは 16 名(令和 7 年 4 月 1 日現在)おり、そのうち謝金が必要なコアメンバーは 10 名程度を想定する。
 - ・参加したコアメンバーに謝金・旅費を支払うこと。謝金は 1 名につき 1 万円/回程度、旅費は実費相当分を想定しているが、受託者と県で協議の上、決定する。
- (7) ピッチ
- ・ピッチの開催・運営(年 6 回程度、ハイブリッド開催)を行うこと。
 - ・ピッチを開催しない月は、イノベーション・エコシステム形成の機運醸成や支援者のスキルアップにつながるイベントなどを企画・開催すること。
 - ・日時や場所は、県と協議の上決定する。

- ・ピッチ登壇者は、3者/回を想定する。
- ・場所は、山梨県内のコワーキングスペース等を想定する。
- ・参加者は会場 20 名程度/回、1 回の開催に必要な時間は 6 時間（開催 4 時間＋準備片付け 2 時間）を想定し、施設利用料はコワーキングルーム CROSS BE（山梨県甲府市丸の内 2-2-1）の セミナールーム 3,300 円/h を想定する。
- ・コアメンバーやパートナー、その他参加者（オンライン参加を含む）の参加調整を行うこと。
- ・ピッチ等に用いる資料を作成し、開催日に必要部数用意すること。
- ・ピッチ登壇者の事業に関連した企業や団体、個人等の参加を募ること。
- ・メールやランディングページ、SNS 等を活用したプロモーションを展開し、広く参加者を募ること。
- ・開催毎に参加者リストを作成すること。
- ・参加者間の交流を図ること。
- ・その他支援に必要な事項を行うこと。

(8) 伴走支援

- ・ピッチ登壇者に対し、ピッチ資料の作成支援やピッチ後のマッチング支援、個別メンタリング等の支援を行うこと。
- ・ピッチ登壇者以外の相談者に対し、個別メンタリングや支援リソースとのマッチング等の支援を行うこと。
- ・伴走支援の実施にあたっては、相談者へヒアリングを行い、成長目標の設定（終期設定）や支援計画書を作成し、計画的かつ効果的に支援を行うこと。
- ・この他、受託者の知見やノウハウに基づく効果的な支援体制や手法を提案・実施すること。

(9) 状況把握、効果測定

- ・相談案件の進捗管理を行い、とりまとめ、適宜報告すること。
- ・コアメンバーやパートナーが持つ支援リソースを整理、リスト化し、事務局やコアメンバーに共有すること。
- ・次年度以降の運営に活用することを想定した効果測定を実施し、報告すること。

(10) 広告、情報発信

- ・県内外の支援機関等へ事業を周知するとともに、連携すること。
- ・本事業を必要としている相談者へ、本事業の情報が届く方法で的確に発信を行うこと。

7 全体のスケジュール(想定)

令和7年5月 昨年度からの継続案件の伴走支援

6月 コア会議(年12回程度開催)

ピッチ(年6回程度開催)

イベント(ピッチを開催しない月に開催)

伴走支援

令和8年3月 委託期間終了

8 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

(1) 成果品

ア 業務完了届

イ 「6 委託業務内容」による事業全体の内容に関する実施記録(写真等含む)

ウ 相談者支援の実績に関する資料

エ ピッチ等の参加者リスト

オ パートナーや支援リソース等のリスト

カ 今後の展開に関する所見

キ その他委託者が指示したもの

(2) 納品方法

報告書(紙媒体)3部及びDVD-R等による電子データ1部を山梨県新価値・地域創造推進局新事業・地域ブランド課へ納品すること。

(3) 納期

令和8年3月31日(火)までとする。

(4) その他

提出された報告書の著作権は、山梨県に帰属し、一般に公開することがある。

9 新事業共創プラットフォーム運営事業委託事業に係る役割分担

(1) 受託者(運営事務局)

「6 委託業務内容」に掲げる業務

(2) 山梨県

関係機関等との調整、コアメンバーの選定、個別メンタリング支援、県HPでの紹介等による広報支援、行政データ提供

(3) コアメンバー

コア会議・ピッチ・イベントへの参加、ピッチ案件の選定、支援方法の検討、支援リソースの提供、相談者への助言

(4) パートナー

ピッチ等への参加、支援リソースの提供

(5) 相談者

相談の提起、コア会議やピッチへの登壇、支援に係る自己の経費負担、支援成果の
県等へのデータ提供・公表

10 その他

- (1) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。
- (3) 本業務の契約不適合期間は検収後1年間とする。